

指導と監査の区分

福祉指導監査課では、介護保険法及び豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱¹（以下「市要綱」という。）に基づき、介護保険施設等が適切な運営を行っていただけるよう支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組んでいます。指導及び監査の性質は以下のとおりです。

« 指導監督事務の区分とその目的等 »

区分	目的	効果	根拠
集団指導	制度の理解、不正の防止など	制度管理の適正化	市要綱第3条（指導及び監査の実施方法）
運営指導	適正な運営、サービスの質の確保、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の禁止、不適正な請求の防止など	よりよいケアの実現	介護保険法第23条（文書の提出等）
監査	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【地域密着型サービス（予防含む）】 介護保険法第78条の7（報告等） 介護保険法第115条の17（報告等） 【介護老人福祉施設】 介護保険法第90条（報告等） 【介護老人保健施設】 介護保険法第100条（報告等）
勧告、命令等	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【地域密着型サービス（予防含む）】 介護保険法第78条の9（勧告、命令等） 介護保険法第115条の18（勧告、命令等） 【介護老人福祉施設】 介護保険法第91条の2（勧告、命令等） 【介護老人保健施設】 介護保険法第103条（業務運営の勧告、命令等）
指定の取り消し等	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【地域密着型サービス（予防含む）】 介護保険法第78条の10（指定の取消し等） 介護保険法第115条の19（指定の取消し等） 【介護老人福祉施設】 介護保険法第92条（指定の取消し等） 【介護老人保健施設】

¹ 豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱（P74）

（指導及び監査の実施方法）

第3条 指導は、集団指導、運営指導の方法により行う。

2 集団指導は、指導の対象となる介護保険施設等を必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

3 運営指導は、次の（1）～（3）の内容について、原則、実地で行う。また、豊中市単独で行うもので、計画的に行うものを「一般指導」とし、事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があるもので、事前に通告を行うことなく実施するものを「臨時指導」とし、都道府県又は他市町村と豊中市が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、（1）～（3）の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することができるものとする。

（1） 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導
（2） 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（（3）に関するものを除く。）

（3） 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

4 監査は、下記の情報等を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1） 通報・苦情・相談等に基づく情報

（2） 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

（3） 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター、豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会等へ寄せられる苦情

（4） 連合会、保険者等からの通報情報

（5） 法第23条による指導により確認した介護保険施設等による指定基準違反等又はその疑い

5 指導及び監査の具体的な実施方法は、別に定める。

			介護保険法第104条（許可の取消し等）
--	--	--	---------------------

